

第1章 「鶴居村子どもの読書活動推進計画」策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

2 計画策定の背景

近年、テレビ、携帯電話、インターネット等、様々な情報メディアや情報媒体の発達・普及により、多様な情報が瞬時に入手できる情報化社会にあります。このような情報化により利便性が向上した反面、子どもたちの日常は、テレビやゲームなどに過度に熱中する環境が生まれ、文字・活字離れが懸念されています。

国では、平成12年を「子ども読書年」として、子どもの読書活動を推進するため平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定・公表することを定めました。

この法律に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、北海道教育委員会は、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定・公表し、道内市町村においても、多くの自治体で計画の策定と活動の推進にあたっています。

さらに、国・北海道等では、第1次、第2次計画の成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、第3次計画を定め、子ども読書活動の推進に取り組んでいます。

3 計画策定の目的

子どもの読書活動は、複雑化する社会の中で、子どもたちが自ら考え、行動し、生きるために必要な知識や教養を身につける重要な契機になります。すべての子どもが読書に親しみ、学ぶ楽しさや知る喜びを体得できるように、いつでも、どこでも読書ができる環境と、子どもの主体的な読書活動を支える条件整備が求められています。

「鶴居村子どもの読書活動推進計画」は、地域の子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書活動ができるよう、また、子どもたちが本との幸福な出会いを体験し、読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うとともに、多くの知識を得、多様な文化を理解して人生をより豊かなものにするため、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくように、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を、家庭・地域・学校等において積極的に推進することを目的としています。

4 基本理念

鶴居村のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

5 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

6 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

7 計画の対象

この計画の対象は、0歳から、おおむね18歳とします。なお、18歳までを大きく4つの期に分け、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進します。

(1) 乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

乳幼児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、子どもが自己を形成していく上でも、周りの大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。

(2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

小学生期は、本に親しむ時間をつくることが大切です。自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると幅広いジャンルの本に目を向けるようになり、目的に合った本を読もうとするようになります。

(3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動、家庭学習の増加等により、家庭で読書する時間が減少する傾向にありますが、中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

(4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、自らの生き方について考え、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 <基本目標1>家庭・地域・学校等を通じた地域全体での子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、地域全体で取り組みを進める必要があります。そのためには、家庭、地域、学校等における読書活動の推進に向けた、それぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、様々な取り組みを進めていくことが重要です。

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進 ～家庭での読書活動の習慣化～

【推進の方向性】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのため、家庭では、絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書館（ふるさと情報館図書室）に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくるのが大切です。

また、毎日、決まった時間に家族全員で読書をするなどして、子どもの読書習慣の形成を図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による働きかけが望まれます。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

◎子どもの読書の習慣化に向けた取り組み [家読（うちどく）^{*1}の積極的な推進]

[家読の例]

- ・保護者による絵本や物語の読み聞かせ
- ・食後や就寝前など、家族全員が読書をする時間の設定
- ・週末読書（例：土曜日・日曜日の朝食後）の設定
- ・子どもが読んだ本のあらすじや感想について、家族で話をする
- ・折り紙や料理の本などを親子で読み、その内容を実践してみること

○生活リズムチェックシート^{*2}（読書習慣編）の活用

○家族揃って、図書館（ふるさと情報館図書室）や書店へ出向くこと

※1 家読（うちどく） 家庭での読書を通じて、家族のコミュニケーションを図ること。

※2 生活リズムチェックシート 子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて用いるもの。
北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

【推進方策 1 - 2】 地域における読書活動の推進

～乳幼児期から読書に親しむ事業の実施～

【推進の方向性】

生涯にわたって読書に親しむ習慣を身に付ける上で、乳幼児期から効果的な事業を実施することが望まれています。また、子育てに関する学習や相談の場となっている子育てサークルの活動やPTAによる研修会等において、子どもの読書活動の重要性などについて、広く保護者や地域住民へ啓発することが求められています。

図書館（ふるさと情報館図書室）には、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に親しんだり、友だちとのコミュニケーションを深めたりできる場となることが期待されています。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

（教育委員会・ふるさと情報館図書室）

- ◎ブックスタート事業^{※3}に準じた事業として、乳幼児健診等の機会を利用した絵本の展示紹介、ブックリストの配布
- ◎読み聞かせやおはなし会の開催など、本に親しむ活動の工夫
- 子育てサークル「ひよこ会」への図書貸出などの支援
- 乳幼児や保護者を対象とした絵本や資料の充実（関係機関・団体等）
- 読み聞かせなどを取り入れた子育てサークル活動の充実
- 読書活動を推進する地区PTA研修会等の工夫

※3 ブックスタート事業 乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業のこと。



【推進方策 1－3】学校等における読書活動の推進

～計画的・継続的な読書活動の推進～

【推進の方向性】

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

そのため、学校等においては、子どもの発達段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

とりわけ、保育園における絵本や物語の読み聞かせ、小学校・中学校における各教科や総合的な学習の時間等の学習を通して、子どもの望ましい読書習慣の形成を図ることや学校図書館の利用の促進が求められています。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

(保育園)

◎読み聞かせなどによる本に親しむ活動の充実

○保護者やボランティアとの連携による読書活動の推進

(小学校・中学校)

◎「朝の読書」など一斉読書の積極的な推進

◎学校の教育活動全体を通じての多様な読書指導の展開

○各教科、総合的な学習の時間等における学校図書館の利活用の促進

○障がいの程度に応じた読書活動の推進

○図書委員会など、児童会・生徒会活動を通じた読書活動の工夫

○保護者やボランティアとの連携による読書活動の推進

2 <基本目標2> 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から高校生期まで、発達の段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくるとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供するなどして、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。

【推進方策2-1】村（教育委員会）における取り組み

～読書環境づくりの推進～

【推進の方向性】

村（教育委員会）においては、子どもの読書活動が促進されるよう、子どもの発達過程や発達の段階を踏まえた読書環境を更に整備する必要があります。

そのため、村内の学校やふるさと情報館図書室における読書活動の実態を踏まえて、乳幼児期からの子どもの読書環境づくりの充実に努めることが求められます。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

- ◎鶴居村子ども読書活動推進計画の策定及び公表、点検・評価、改定
- 村広報誌等による読書推進活動広報
- ◎学校やふるさと情報館図書室の適正冊数の確保に向けた計画的な整備
- ◎図書担当職員の配置
- 図書担当職員の研修の充実



【推進方策 2-2】 ふるさと情報館図書室における取り組み

～住民・学校等への支援～

【推進の方向性】

公立図書館は、子どもが学校外で自分の読みたい本を選び、読書を楽しむことができる場であり、気軽に利用したいと思われる場となることが求められています。

そのため、ふるさと情報館図書室は、地域における読書活動の中心的な役割を果たすとともに、住民のだれもが利用しやすい施設としての機能を果たすことが期待されており、学校等と連携し、読書活動を推進していく必要があります。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

- ◎特集コーナー設置や読み聞かせなどの読書活動の推進
- ◎図書の一括貸出しや学校図書館の環境改善協力などの学校への支援
- ◎読書に関するレファレンスサービス※⁴の充実
- 村広報誌等を利用した新刊図書の紹介
- 道立図書館等との連携による専門図書などの提供
- 図書館まつりの開催による読書活動の高揚
- 地域児童の見守り支援

※4 レファレンスサービス 図書館などで、調べものの援助をする業務のこと。
調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。



【推進方策 2－3】学校図書館における取り組み

～公立図書館や保護者等との連携～

【推進の方向性】

学校図書館は、学びの場であるとともに、自由な読書活動の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、生きる力を育むことを目指し、基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することが求められています。

そのため、各教科等の授業において、学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書館は、昼休みや放課後に、好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることをじっくり調べたりするなど、子どもたちにとって心の居場所となる「いつでも開いている図書館」であることが求められていることから、学校図書館担当職員を中心に、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

- ◎公立図書館（ふるさと情報館図書室）との連携
- ◎保護者等との連携による図書館環境の整備
- 学校図書館担当教諭などによる図書委員会への指導
- 自主的・主体的な学びを支援する「学習・情報センター^{※5}」としての機能にあった図書や資料の充実
- 読書活動を展開し、豊かな心と感性を育む「読書センター^{※6}」としての機能にあった図書の充実

※5 学習・情報センター ※6 読書センター

小学校・中学校・高等学校等の学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」が明記されています。また、学校図書館については、学習指導要領解説総則編等に、「児童（生徒）が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮することが求められている。」と明記されています。

3 <基本目標3> 子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの読書活動を地域全体で推進するためには、その意義や重要性について、広く住民の理解や関心を高める必要があります。

そのためには、ふるさと情報館図書室や学校等が、子どもが読書を好きになるような取り組みを実施したり、関係機関や団体等と連携し、意識の啓発に向けた事業を推進することが重要です。

【推進方策3-1】 ふるさと情報館図書室における普及・啓発

～地域住民への情報発信～

【推進の方向性】

子どもの読書活動を一層充実させるためには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、地域住民が子どもの読書活動に関わるようになることが求められています。

そのため、だれもが足を運ぶことができる、ふるさと情報館図書室が、子どもはもとより、地域住民や保護者等に、子どもに読んでほしい本や人気のある本についてなど、多くの情報を提供するとともに、子どもが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていくことができるよう、読書活動の意識の啓発に向けて、取り組む必要があります。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

◎子ども向けの新着図書や推薦図書の紹介

◎子どもの読書活動に関する住民への理解と促進

- ・「子ども読書の日」^{※7}や「子どもの読書週間」^{※8}における事業の実施と情報提供
- ・ビブリオバトルなど読書の楽しさに気付かせる手法や活動^{※9}の啓発

○図書、雑誌、視聴覚資料等の収集や保管、情報の発信

○子どもの発達の段階に応じた、優良な図書資料の普及

※7 「子ども読書の日」 「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。

※8 「子どもの読書週間」 「子どもの読書週間」は、4月23日から5月12日。昭和34年に、社団法人読書推進運動協会によって制定されたもの。

※9 ビブリオバトルなど読書の楽しさに気付かせる手法や活動

ビブリオバトルは、読んだ本について、一人5分以内でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。

【推進方策 3-2】学校等における普及・啓発

～望ましい読書習慣の形成に向けた取り組み～

【推進の方向性】

学校等においては、教員や保育士が読書活動の意義を理解し、教育活動や保育の中で、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

そのため、子どもの実態を踏まえて、多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図る必要があります。また、読書の楽しさを知った子どもには、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を通して、様々なジャンルの図書を紹介するなどして、さらに読書の幅が広がるよう指導を工夫する必要があります。

【具体的な取り組み】 ※◎は重点的な取り組み

◎読書活動や学校図書館の利用についての啓発

- ・「学校図書館だより」や「図書委員会通信」等の発行
- ・昼食時における校内放送の活用（新刊図書の紹介等）
- ・朝読の実施

○読書集会など、読書に係る学校行事や学校図書館に係る行事の実施

○「読書強化週間」や「読書強化月間」などの設定

○廊下や掲示板など、校内での図書の展示や読書活動の啓発に向けた掲示の工夫

○読書発表会などの開催

○保護者や地域のボランティアとの連携による取り組み

○PTA総会や学級懇談会などの保護者会における「朝読・家読運動」の啓発

○異年齢、異校種の交流による読書活動の機会の提供（例：小学生による保育園児への読み聞かせ、中学生による小学生へのお薦め図書の紹介など）

○「北海道教育の日」（11月1日）、「北海道春の学び推進月間」（4月）及び「北海道秋の学び推進月間」（11月）における読書活動の啓発や図書館利用の促進

4 目標指標

目標指標 〈基本目標1〉家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進			
指標	指標の概要	基準年度の状況 (H27)	目標年度の状況 (H32)
①家庭での読書の状況 【1-1 家庭】 【1-2 地域】	全国学力・学習状況調査において、「家 や図書館で、普段（月～金曜日）、1 日あたりどれくらいの時間、読書をし ますか」の設問に対し、「10分以上」 と回答した小学校児童の割合	75.8 (%)	80.0 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「家 や図書館で、普段（月～金曜日）、1 日あたりどれくらいの時間、読書をし ますか」の設問に対し、「10分以上」 と回答した中学校生徒の割合	49.9 (%)	70.0 (%)
②ブックスタート事業 又はブックスタート に準じた事業の実施 状況 【1-2 地域】	ブックスタート事業の実施	実施無し	実施無し
	ブックスタート事業に準じた事業の 実施（乳幼児健診を利用した、絵本の 紹介や読み聞かせ等）	実施有り	実施有り
③学校における一斉読 書の取り組み状況 【1-3 学校等】	全国学力・学習状況調査において、「朝 の読書」等の一斉読書の時間を設けて いると回答した小学校の割合	100 (%)	100 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「朝 の読書」等の一斉読書の時間を設けて いると回答した中学校の割合	100 (%)	100 (%)
④読書が好きな児童・ 生徒の割合 【1-1 家庭】 【1-2 地域】 【1-3 学校等】	全国学力・学習状況調査において、「読 書は好きですか」の設問に対して、「当 てはまる」又は「どちらかといえば当 てはまる」と答えた小学校児童の割合	72.4 (%)	100 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「読 書は好きですか」の設問に対して、「当 てはまる」又は「どちらかといえば当 てはまる」と答えた中学校生徒の割合	82.3 (%)	100 (%)

目標指標 〈基本目標2〉子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備			
指標	指標の概要	基準年度の状況 (H27)	目標年度の状況 (H32)
⑤読書活動推進計画の策定状況 【2-1村】	村（教育委員会）において、子どもの読書活動推進計画を策定	策定無し	策定有り
⑥児童1人当たりの年間図書貸出し冊数 【2-2情報館】	ふるさと情報館図書室において、村内の児童1人が1年間に借りた図書の冊数	14.1 (冊)	24.0 (冊)
⑦ふるさと情報館と学校の連携状況 【2-2情報館】 【2-3学校図書室】	ふるさと情報館と連携した活動をおこなっている小学校の割合	100 (%)	100 (%)
	ふるさと情報館と連携した活動をおこなっている中学校の割合	0 (%)	100 (%)

目標指標 〈基本目標3〉子どもの読書活動の普及・啓発			
指標	指標の概要	基準年度の状況 (H27)	目標年度の状況 (H32)
⑧子ども読書週間における事業実施 【3-1情報館】	子ども読書週間（4月23日～5月12日）における子どもの読書活動に関する事業の実施	実施有り	実施有り
⑨読書活動や学校図書室に関する広報活動 【3-2家庭】	図書館だより等、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している小学校の割合	100 (%)	100 (%)
	図書館だより等、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している中学校の割合	50 (%)	100 (%)

資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

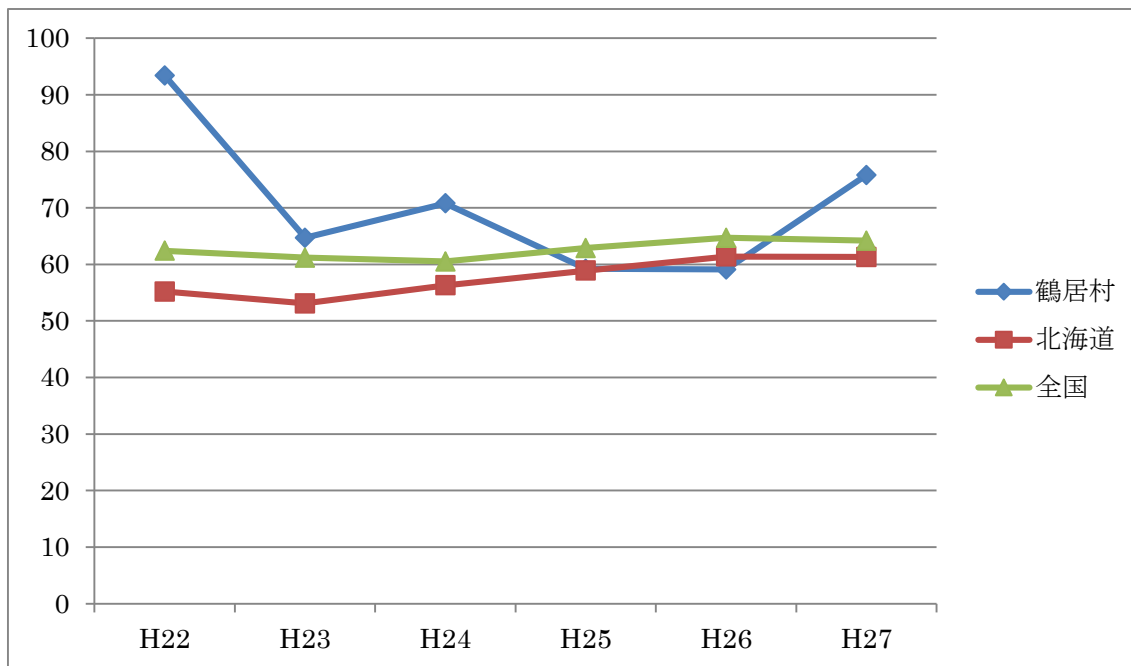
附 則

この法律は、公布の日から施行する。

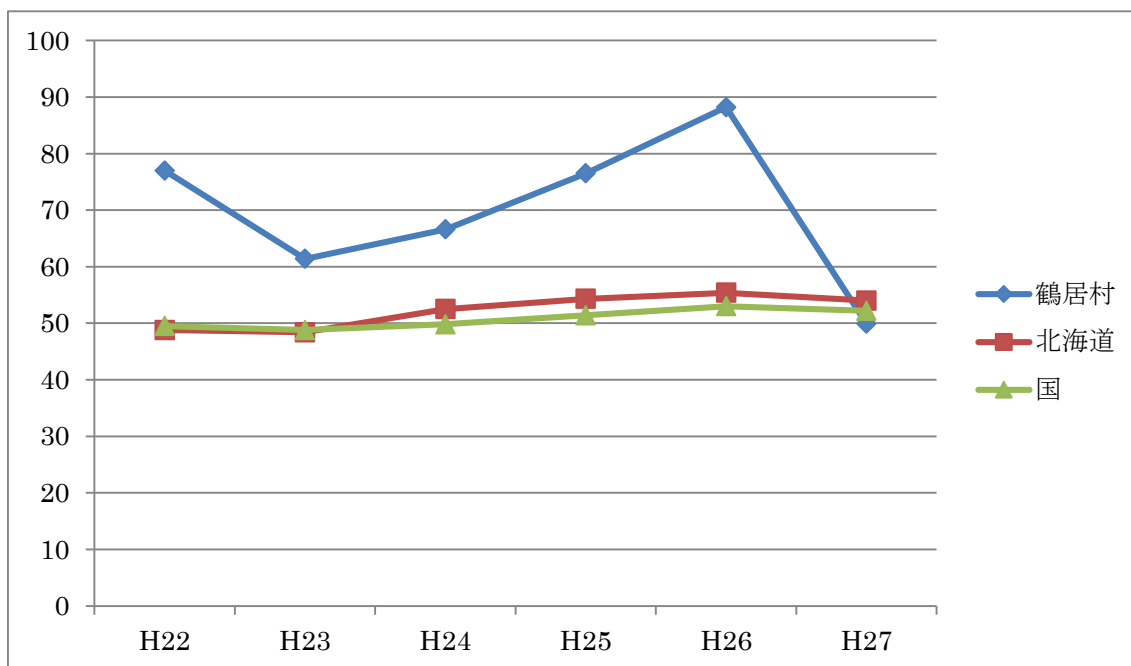
児童生徒の読書に関する状況（全国学力・学習状況調査の結果）

○「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書
をしますか」 ～10分以上読書をしている児童生徒の割合～

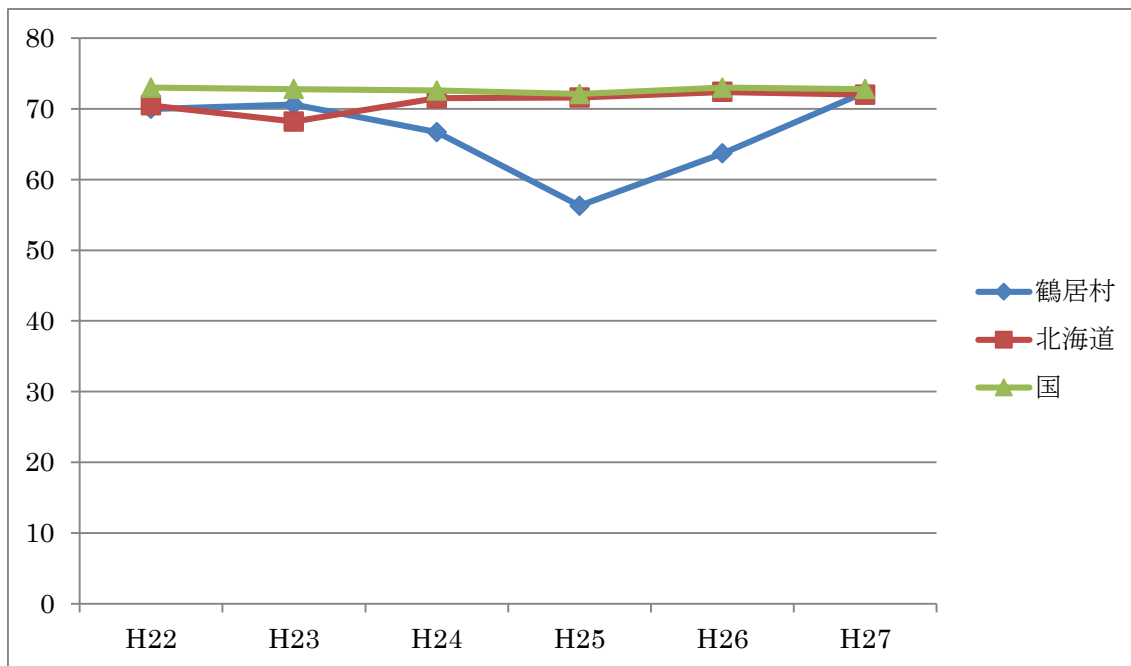
【小学生】



【中学生】



○「読書は好きですか」
 ～「好き」と回答した児童生徒の割合～
 【小学生】



【中学生】

